

会議録（平成29年度第5回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成29年12月19日（火） 午後2時30分～午後5時
- 2 場 所 愛知県庁 西庁舎 第15会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員、山崎委員、
吉永委員
（県建設部）風岡技監、河川課長、建設企画課主幹、道路建設課主幹、
道路維持課主幹 他
（県農林水産部）農地整備課長、農林検査課 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ① 平成29年度 事業評価監視委員会の予定（変更）について
 - ② 第6回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ③ 第4回委員会 会議録の確認について
 - ④ 第4回委員会 修正評価調書の確認について
 - ⑤ 対象事業の審議について
 - ⑥ その他
 - （3）閉会

1 平成29年度 事業評価監視委員会の予定（変更）について

事務局より変更箇所及び理由について説明。

特に意見なし。

[結論] 変更について了承する。

2 第6回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第6回の対象事業は、すべて「事前評価」の事業であり、農業農村整備事業が10件、漁港漁場事業が1件、港湾事業が1件、道路事業が1件の合計で13件である。

抽出にあたっては、事業種別のバランスを考慮して、漁港漁場事業、港湾事業、道路事業は1事業ずつであることから、漁港漁場事業「師崎漁港」、港湾事業「三河港 田原地区」、道路事業「一般国道419号高浜拡幅」を抽出する。

次に、農業農村整備事業から、細事業種別のバランスを考慮し、かつ事業費の大きい事業に着目をして、経営体育成整備事業「東細谷地区」、水質保全対策事業「新岩倉用水地区」、震災対策農業水利施設整備事業「枝下用水地区」、たん水防除事業「新立田輪中地区」を抽出する。

以上から、「事前評価」の7件について抽出することを提案する。

[委員] 今回の事業がすべて事前評価ということもあり、このような提案になったと思うが、農地関係が類似とはいえ、10件まとめて出てくると、抽出せざるを得なくなる。今後、抽出時において事前評価と事後評価で少し重みを考えることが必要になるかもしれない。

また、今回、金額の高いものから選んでいるが、抽出漏れの中には18億とか20億の事業もある。その一方で、港湾事業の規模は10億円である。事業を出すタイミング等について、バランス良く配置されるよう配慮して頂きたい。

[事務局] 新規事業採択は、国や関係機関などと協議を進めていく中で、見通しが分かるのが年度後半になる傾向があるため、最終回にまとめているのが実情である。しかし、委員ご指摘のように、同じ回に同じ事業が集中すると、抽出漏れが多くなるという問題も生じる。特に、事前評価は重要な審議であることから、審議する会を分散させるなど、来年度の予定を立てる際に工夫していきたい。

[委員] 新規事業採択が年度末に集中するのは理解できる。事業評価監視委員会の開催を年度末に密度を濃くしたり、事前評価を審議する会を分散するなど、来年度以降の対応について検討をして頂きたい。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

3 第4回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

4 第4回委員会 修正評価調書の確認について

(1) 河川事業

① 河川事業 一級河川矢作川水系乙川圏域

② 河川事業 一級河川庄内川水系新川圏域

河川課から修正箇所を説明。

[委員] 一級河川庄内川水系新川圏域において、水位低減効果を表すグラフで、水位低下の最大値を表す旗揚げについて、「最大」という文字がないので追記するべきではないか。

[県] 資料を修正します。

[結論] 修正評価調書について了承する。

(2) 農業農村整備事業

① 農業農村整備事業（たん水防除事業）小倉地区

農地整備課から修正箇所を説明。

[委員] 今回の修正箇所である「Ⅲ対応方針(案)」、「同種事業に反映すべき事項」について、「排水機場本体を実施する地区を優先する」としているが、「排水機場の本体整備を実施する地区を優先する」と修正したほうがわかりやすい。

[県] 修正します。

[結論] 修正評価調書について了承する。

(3) 漁港漁村事業

① 漁港漁村事業 遠州灘地区

事務局から修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

5 対象事業の審議

【事前評価】

(1) 道路事業

①主要地方道豊橋乗本線及び一般県道富岡大海線【豊】

②一般国道247号碧南高浜拡幅【碧】

道路建設課から説明。

[委員] 【豊】

用地取得は地元の合意形成に大きく関連すると思うが、「地元の合意形成」欄に用地取得に関する記載はできないか。

[県] 地元住民及び地権者に対し説明会をすでに実施しており、事業に関する反対は出ていない。ただし、一部に事業を阻害する要因もあるため、事業着手後に解決していく予定である。

説明会に関する内容を記載する。

[委員] 【豊】

「環境への影響」の「手戻り」という語句は一般的かどうか。

[県] 一般的な語句に修正する。

[委員] 【豊】

「環境への影響」について、現在の記載では、環境への影響をどのようにするかわからない。

[県] 区域内の動植物について調査行った結果、重要生物も一部見られるが、影響は少ないと考えている。また、土砂流出については本事業内で対策を講じることで大きな影響はなく事業が可能であると考えている。

[委員] 【碧】
「環境への影響」について、人的影響だけでなく、自然環境に関しても、記載していただきたい。

[県] 記載する。

[委員] 【豊】
希少生物だけでなく一般的な生物への影響について配慮することも重要であるため、今後検討していただきたい。

[県] 今後、事業実施にあたって、配慮について検討する。

[委員] 【碧】
将来の混雑度が0.9で1.0以下となっているが、沿道からの流入により渋滞の可能性が想定される。その可能性について、検討する必要があると思うが、どのような対応を考えているか。

[県] 1.0以下であれば、大きな渋滞はないと認識している。しかし、ご指摘のとおり、沿道等から流入して渋滞する可能性もあるため、衣浦大橋渋滞対策検討会等により、今後の対応を検討していきたい。

[委員] 【碧】
混雑度はどのような区間の値か。

[県] 説明した混雑度は、沿道の出入りは含まない区間の混雑度である。

[委員] 【碧】
実際には区間により変動があり、混雑度が高くなる区間も想定されるため、対応は考えていくべきである。

[結論] 主要地方道豊橋乗本線及び一般県道富岡線、一般国道247号碧南高浜拡幅の対応方針（案）について了承する。

【再評価】

(1) 道路事業

①一般国道301号松平バイパス【松】

②一般国道155号布袋拡幅【布】

道路建設課から説明。

[委員] 【松】

国道301号の便益が事前評価と比較して増加した理由を教えてください。

[県] 【松】

国道301号については、基準年が事前評価時から変わることによって、便益が増加している。計算に使用した交通量の推計値は前回評価時と同じものを使用している。

[委員] 【布】

国道155号が事前評価と再評価時を比較し、便益が減少した理由を教えてください。

[県] 【布】

事業期間が伸びたことによる現在価値換算で便益が減少している。

[委員] 【松・布】

計算手法により便益が増加・減少するのか。

[県] 【松・布】

その通りである。国の便益算出マニュアルに基づき計算している。

[委員] 【松】

国道301号について、事業の進捗状況及び見込みに対する判定が「A判定」となっているが、今回、事業費が大幅に増加していることから、「多少の阻害要因が見込まれる」として「B判定」になるのではないかと懸念している。

[県] 【松】

事業の進捗については、国道301号の事業の全体工程のうち、トンネル工事がクリティカルな工程となっているが、事業費の増加の影響を受けることなく、トンネル工事にも着手していることから、事業期間には影響ないと判断し、「A判定」と記載している。

[事務局] 事業費が増加したということで、進捗状況が必ずしもB判定になるということではない。例えば、予算が十分確保できなくなると、進捗状況に影響があるが、国道301号については、予算を確保して進めていけること

とが想定されるので、事業が順調であると判断できる。

[委員] 【松】

計画時と再評価時と比較し事業費が増加していることについてどう考えているのか。

[県] いずれの増加要因も事業着手前には想定が困難なものと考えている。なお、今回の事業費の増加については、近接工区の事例を参考にし、最大限の事業費を計上した。

[委員] 【松】

地元調整に伴い変更となっている部分もあり、疑義が残るところもある。当初の事業費設定と事業費増加について、もう少し丁寧な説明が必要であると考えられるため、事後評価時に事業費増加の原因と結果について考察して欲しい。

[県] 【松】

事後評価時に記載する。

[結論] 一般国道301号松平バイパス、一般国道155号布袋拡幅の対応方針(案)について了承する。

(2) 交通安全対策事業

③交通安全対策事業：一般国道247号の審議

道路維持課から説明。

[委員] 用地取得が、個人の住宅だけではなく商業施設があるということで、見通しが立ちにくいのではないかと。

[県] 商業施設の事業者と地権者が異なる場合では、事業者と地権者の両方に了解を得る必要がある。当該地域の商業施設において、事業者と地権者の権利関係から了解を得られず、用地取得の見通しがたっていない箇所がある。

[委員] 道路の整備は重要だと思うが、この地域は観光地であるため、なかなか土地を手放さないのではないかと。例えば、現在の小学校の位置は海から近いので、津波対策と併せて考える等、地域に必要な対策を総合的に検討した場合に、小学校を移転して通学路を変更する方が全体的なコスト

について優位である可能性も考えられる。ずるずると長引くのであれば、道路の整備にこだわるのではなく、総合的に対策を検討し、別の方法を考えても良いのではないか。

[県] この地域では用地取得が難しいところもあるが、東側の2工区では、地域の方に概ね了解が得られているので、まずは2工区を進めていく。難航している商業施設のある西側の1工区についても並行して、代替地の検討等を地域の方と一緒に考えながら進めていきたいと考えている。

[委員] 現在、用地補償の実績が0だが、今の計画期間で本当に完了するのか。なお、評価調書案の用補費の「補」の字が誤っている。

[県] これまで、難航している西側の1工区を中心に用地交渉を進めていたため、用地補償の実績は上がっていなかったが、東側の2工区で、これから用地測量に入っていく。3年ほどで用地買収を進めていけば完了すると考えている。
評価調書案の誤記は修正する。

[委員] 西側の1工区の用地買収が難航している商業施設がある交差点の対岸側にある商業施設の用地買収については、どのような状況か。

[県] まだ、その施設については、交渉に入っていないため分からない。おそらく同じような状況になると思われるが、まずは2工区の用地買収を進めつつ、1工区についても手立てを考えていきたい。

[結論] 交通安全対策事業 一般国道247号の対応方針(案)について了承する。

【事後評価】

(1) 道路事業

①一般国道257号植田バイパスの審議

道路建設課から説明。

[委員] 事業期間に対する評価で1年遅れたのは計画からではなく前回評価時と比較してではないのか。

[県] 前回評価時と比較して、1年遅れた。

[委員] 事後評価では前回評価との比較だけでなく、事業全体との評価が必要ではないか。

[県] 本事業は昭和49年に着手した事業であり、事業着手時との比較となると、事業評価制度以前の資料となる。

[委員] この事業評価制度が出来てから着工したものについては、当初計画に対して何年遅れたか、何年早まったかの評価とし、制度以前については前回評価時に対しての評価でよいと思う。

[委員] 当初から4車線化をやっておけばよかったのか。今回、交通の集中を想定できなかったことは一つの反省点としてあるが、今後、事業をやる時には、当初から4車線化を含めた検討を先にすべきでないか。

[県] 平成25年の事業評価監視委員会において暫定2車線整備か完成4車線整備かの議論があった。それ以前は、早期に効果を発現するという観点から、4車線計画の道路についても、まずは暫定2車線での整備としていた。今後着手するものについては、事業着手時に検討していく予定である。

[委員] 再評価の際に、4車線化への検討をすることもあるのか。

[県] 事業により異なるが、4車線整備への転換が可能な路線については、再評価時に4車線化の検討はあると思われる。

[委員] 平成25年の事業評価監視委員会においては、全ての事業を完成4車線整備するのではなく、用地が全幅で買えて、橋りょう等の構造物も必要がないのであれば、少ない事業費でできるし、新たに事業を立ち上げる必要もないため、提案させて頂いた。

このことも踏まえて新規事業に着手していただきたい。

[委員] 効果の算定要因に対する評価で、混雑度1.0を上回るのは、バイパスか現道かわかりにくいため、修正すること。

[県] ご指摘のとおり修正します。

[委員] 整備後の旅行速度が現道、バイパスでほとんど変わらない。これは、容量が足りないということを表している。交通量が集中する路線や、混雑度が改善されない路線については、この路線と同様に、4車線整備等を検討

することも必要と思われる。

[結論] 一般国道259号植田バイパスの対応方針(案)について了承する。

(2) 交通安全対策事業

②交通安全対策事業：一般県道清須下地線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 評価調書案の「③事業実施による環境の変化」について、道路整備により道路環境が良くなり、利用者の安全・安心に良い効果が得られていることから、そのことを記載した方が良いと考える。

[県] 記載内容について、再度検討し、記載内容を修正します。

[委員] 道路整備にあたり、自転車歩行者道の位置などを地元と協議して決定したのは、何か決まりがあって協議することとしているのか。

[県] 特に決まりはないが、限られた予算の中で整備するにあたって、地元の使いやすい整備形態はどのような形かを把握するために地元と協議させていただいた。

[結論] 交通安全事業 一般県道清須下地線の対応方針(案)について了承する。